指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪共同浴場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	地域住民の衛生思想の向上を図り、もつて生活環境の改善に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・公衆浴場の衛生・維持管理の点検項目表	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金）収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	780,000	2,182,800	9,030	206		
平成29年度	953,000	2,132,350	8,812	188		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関連法令の重要性を認識し、それらの法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、機器の動作状況についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	営業に際して、施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の解錠・施錠等の保安業務を確実に行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目

【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	自主事業実施計画	地域の施設として、貢献できるような管理運営計画となっているか。	地元自治会や若草こども園の事業への協力等、地元・地域のイベントに協力する形で地域に貢献されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	入浴者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、機器の動作状況の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、機器の故障等による予定外の休業が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に浴場の営業が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	浴場の営業のために必要な職員の確保が行われているか。	設備の操作等にも支障なく、適切に営業されている。	B
	財務状況の健全性	入浴料を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収入が減少しているため、効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携・貢献	地域の施設として、地元に貢献でるような管理運営が行われているか。	自治会・保育園等の事業への協力や、高齢者を対象とした事業を行い、地域住民の衛生、福祉面の向上とコミュニケーションの場として貢献している。	B

5．総合評価

総合評価	利用者は、平均的には維持しているが、施設の経営には地元の負担も大きい。今後更に効率的な経営を行う必要があると思われる。これら課題も多いが、施設運営は意欲的に取り組まれている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、二、三駐車場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金)収入※2（円）	利用台数（台）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	0	350,000	525	365		
平成29年度						
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収入と支出がほぼ均衡していて、現状では施設維持のための積み立て等はできていないため、長期的な視野で効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。	C
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	財務状況は、現状で収入と支出がほぼ均衡していて、今後発生が予測される施設維持のための積み立て等はできていないため、長期的な視野で、効率的な営業・管理等を行う為のさらなる検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、三、四、五、六駐車場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	奈良市横井町自治連合会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金）収入※2（円）	利用台数（台）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	0	610,500	407	365		
平成29年度						
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目

【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	収支のバランスもよく、今後発生が予測される施設修繕の為の予算も積立てをしており、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	財務状況は、収支のバランスがよく、今後発生する施設修繕の為の予算も積立てをしており、概ね事業計画どおりの水準である。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、二駐車場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	奈良市八条第二自治会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金）収入※2（円）	利用台数（台）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	0	364,000	364	365		
平成29年度						
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為の予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為の予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準であるが、積立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、二駐車場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	奈良市杏中町自治会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金)収入※2（円）	利用台数（台）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	0	312,500	375	365		
平成29年度						
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為の予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為の予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準であるが、積立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民活動部 人権政策課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会 （非公募）	指定の期間	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金)収入※2（円）	利用台数（台）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	0	832,500	333	365		
平成29年度						
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	路上駐車を排除することで住民の安全を確保し、平常時の快適な環境の保全と、緊急時の緊急車両通行等にそなえるため。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切な施設運営が行われている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取り扱いについて、適切な方策が行われているか。	情報公開条例に則って適切に取り扱われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識しその法令に則って業務が行われている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として適正な経理の執行が行われているか。	年度毎に提出される会計報告書に於いて、適正に執行されている事が確認出来る。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃や、設備についての点検・確認を実施しており、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	施設の保安業務を行い、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われている。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	適切に施設の維持・営業出来る体制が担保された計画となっているか。	施設の維持・管理及び適切な営業体制が担保された事業計画が提出されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が行われているか。苦情・トラブル等への適切な対応が行われているか。	施設の清掃、設備の点検・確認を確実に実施し、異常発生時には速やかに市担当課と連携をとり、事故等が生じないよう管理されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	適切に運営が出来る水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たしているか。職員の効果的な配置、能率的な勤務体制が採られているか。	適切な人員の配置が行われており、それぞれの指揮系統及び補完体制も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	運営のために必要な職員の確保が行われているか。	施設の維持、設備の確認等にも支障なく、適切に運営されている。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として営業出来る財務状況か。経費の削減等営業継続の努力が行われているか。	一定の収入があり、今後発生が予測される施設修繕の為の予算も積立てをしているが、積立ては十分といえる額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討も行われている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	財務状況は、一定の収入があり、今後発生する施設修繕の為の予算も積立てをしていて、概ね事業計画の水準であるが、積立ては十分な額ではなく、さらなる効率的な営業・管理等を行う為の検討が行われている。日常的な管理においては、随時巡回を行い、場内美化、設備の保全や点検、その他維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	(利用料金)収入(円)など		施設稼働率(%)など		利用者満足度(%)など	
		平成30年度					
1	奈良市杏南第一駐車場	174,000					
2	奈良市杏南第二駐車場	96,000					
3	奈良市杏南第三駐車場	80,000					
4	奈良市横井第二駐車場	232,500					
5	奈良市横井第三駐車場	162,000					
6	奈良市横井第四駐車場	108,000					
7	奈良市横井第五駐車場	18,000					
8	奈良市横井第六駐車場	90,000					
9	奈良市八条第一駐車場	340,000					
10	奈良市八条第二駐車場	24,000					
11	奈良市杏中第一駐車場	152,500					
12	奈良市杏中第二駐車場	160,000					
13	奈良市東之阪駐車場	832,500					
14							
15							

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表 （令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター	評価主体	福祉部障がい福祉課
指定管理者	社会福祉法人　奈良市社会福祉協議会　（公募/非公募）	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで　（5年間）
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・事業予定表（月報）の確認	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置（3件） ・障害者団体との意見交換会 （平成30度　8回実施）	実地調査実施日	－

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（%）		利用者満足度（%）
			目標	実績		目標	実績	
平成30年度	180,622,005	476,760		89,206	304		92	－
平成29年度	181,668,305	587,075		90,945	301		100	－
変動の大きい指標の変動理由	使用料：利用者数は増加しているが、無料の障害のある利用者増により有料の利用者が減少したため							
特記事項								

※1　指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2　使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
　　利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3　施設稼働率の算定方法　：　稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　　【評価基準】　適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本にしつつ、障害者・地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員および提供する福祉サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して、閲覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のうえ基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令及び奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。特に個人情報の目的外利用、第三者への提供等を行なうことがないよう、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために、外部から監査委員を招いている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全に配慮し、施設・備品等の保全に努めており、補修についてもその都度、市への連絡が入っている。但し、施設の老朽化が進んでいるため、修繕は後をたたず、費用不足により対応できない部分については、創意工夫をこらして対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災に対する体制を整え、非常時に対応している。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入している。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に沿って事業展開をし、計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に沿って事業展開をし、計画どおりの成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市広報誌への掲載やホームページの開設により各種教室や大会等の情報を発信している。利用促進及び障害のある方への利用への交通手段の環境を整えることを目的に、無料送迎バス（リフト付）の運行を行っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	創意工夫等により経費の縮減に努めており、指定管理料精算において返還金が生じている。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	計画どおり適正配置し、法定労働時間をもとに、勤務計画を作成し、効率よい勤務体制の実施に努めた。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設・部署との連携により、常に交流および情報交換を密にし、福祉分野全般に対応できるように努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実に行い、年度ごとの精算を確実に行っている。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うと共に、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置し、利用者のニーズ把握に取り組み、サービス向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	施設の設置目的等を把握し、その目的達成のため、施設の機能を発揮し事業を行うと共に、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働のもと、ふれあい行事開催などの相互協力にも努めている。また、地元自治会と協力して横断歩道の設置など周辺環境の改善を行っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定に基づき、内容や原因について的確に把握し、早急な対応、処理にあたり、再発防止に努めている	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての施設管理は、申し分なく行われている。企画事業は、限られた予算の中で、新たな事業の展開を図っていくことが難しいことは理解しているが、より一層の創意工夫を期待している。「ご意見箱」等に寄せられた利用者からの意見にも適切に対応している。 みどり園やリハビリ訓練、体育館等を担当している各職員一人ひとりが障害者の特性を十分に理解し、高いスキルをもって利用者等への指導に当たっており、障害者やその保護者が安心して事業等に参加・利用できる環境が整えられていることは十分に評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	－

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部　長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会　（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで　（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。 福祉活動の支援及び交流の場の提供に関すること、福祉・保健等に関する講習会・講座等の開催に関すること、健康相談・保健指導・健康診査等の実施に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(平成30年5月実施、回答者数183人

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	使用料収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	28,906,311	1,058,200	22,206	303		
平成29年度	31,277,154	1,084,700	24,254	300		95
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　　【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	生きがいや健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントの開催をしており、地区との協働による事業を展開することにより地域の活性化に貢献した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算については、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急連絡先一覧に則り対応できるようにしている。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が実施された。施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行い、計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	いきいき会食会やちびっこランド等、健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントを計画どおり実施された。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者アンケートに取り組み、利用者の声を聞くことで、新たなニーズを把握しているように努めている。苦情やトラブルなどもなく適切な対応をしている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、月ヶ瀬地区（旧月ヶ瀬村）における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター	評価主体	福祉部　長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会　（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで　（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。 高齢者及び障がい者の生活・健康等の相談並びに市民の福祉意識の向上に関すること、市民のレクリエーション及び健康増進に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	使用料収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	32,693,711	512,600	34,745	303		
平成29年度	31,746,949	680,550	30,554	302		96
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　　【評価基準】　適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	東部地域の地域特性をふまえ、地域住民や福祉団体等と事業を実施し、誰もが気軽に安心して利用できるような施設運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算については、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティアと協働して、施設内の草刈活動等の清掃活動も行い、施設の維持管理を行っている。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急時対応マニュアルを作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が実施された。施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行い、計画どおりの成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	地区社協との協働・支援によるふれあいサロン活動や家族介護講座活動等、地域における課題を抱える当事者の居場所づくり等を目的としたイベントを積極的に開催し、自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブルなどもなく適切な対応をしている。苦情など過去にあったケースはヒヤリハットとしてまとめている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」および「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、都祁地区（旧都祁村）における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	老人福祉センター（東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター）	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 （公募/非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによつて生きがいづくりに寄与し、もつて老人の福祉に資する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認及びヒアリング	利用者の満足度調査等	参加者アンケート

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	使用料収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	129,300,000	2,163,180	185,302	247	49	89
平成29年度	127,500,000	2,281,080	182,883	246	－	90
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示してあり、誰でも平等に利用してもらえるようになっている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示やしみんだより、ホームページ等により情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取扱については、鍵付きのロッカーに保管する等、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	使用料収入は金庫に保管して適正に管理されている。 帳票は簿冊で管理しており、適正に執行されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っており、備品は年1回実査を行っている。自動ドアやエレベーター等は委託業者により点検を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても職員に周知されている。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に基づき、実施し、概ね利用者の満足を得られる成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に基づき、実施し、概ね利用者の満足を得られる成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	平成29年度より各センターがセンターだよりを作成し、周知を行っている。また、受講者アンケートを実施し利用者の反応を確認している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	樹木の維持管理は職員で行うなど、費用縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修への参加、資格取得等により職員の能力向上に努めている。 行事開催時など職員が不足する際はセンター間で職員を融通するなど、臨機応変に対処している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、月1回のセンター長会議で情報共有に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者ニーズを踏まえた多種多様な講座を開催したり、新しい取組を行うなど常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	市の方針を理解した上で、利用者ニーズにも声を傾けた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の学校と連携した事業を開催したり、自治会の行事に施設を利用してもらうなど、地域との連携を行っている。	B

5．総合評価

総合評価	奈良市社会福祉協議会は、地域に根差した幅広い福祉活動を推進している。センターの運営においてもそれが生かされており、利用者に寄り添ったサービスを提供している。市との連携もスムーズにできており、信頼できる指定管理者である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)など		利用者満足度(%)など	
		平成30年度		平成30年度	平成29年度
1	東福祉センター	31.4		95	95
2	西福祉センター	66.3		90	88
3	北福祉センター	53		87	92
4	南福祉センター	45.9		85	88
5	4施設平均	49		89	90
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	120,000	―	727	100	27	―
平成29年度	120,000	―	739	80	22	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルごとにお知らせなどを作成し、配布している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	適切に書類の管理はしている。現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。また、領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃、草刈りが定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施錠、ガス元栓の確認が適切に行われた。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で適切に管理運営されている。節電・節水に取り組まれた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	毎月役員定例会を開催し、役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、どこの憩の家でも言えることだが、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の憩の場として気持ちよく利用できるよう、維持管理に力を入れて管理運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	役員会等で利用者の意見を取り入れる機会を設けていている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の清掃に参加する等自治会の事業に協力している。	B

5. 総合評価

総合評価	公民館が隣接しており、健康体操やヨガなどは公民館で、万青の活動は憩の家でされているというように住み分けをされているため、施設の利用日数は週1～2回程度であったが、自治会との共催事業を実施するなど利用者の増加に努めていた。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	2,315	280	77	―
平成29年度	84,000	―	2,328	265	73	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	団地内に各サークルの案内チラシを掲示し周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の承諾を得て、年に一度総会名簿を配布しているが、取扱には注意するよう徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	適切に書類の管理はしている。出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行い、会長・監査役が適時チェックを行っている。また、領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は適切に保たれており、備品等の点検・管理も行えている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施錠、ガス元栓の確認が適切に行われた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	各利用クラブには、節電・節水の徹底を呼びかけている。 市の関連施設で不要な備品があれば再利用したいとのこと。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず各サークルの部長の協力もあり、過大な負担を感じることなく運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	役員で高い意欲を持ち活動している様子が伺える。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	総会や月例会等、会員が集まる機会があり、その時に意見を聞くことで、双方の意見交換を図っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	常日頃より自治会等と連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	地域住民のニーズに合うように各関係機関と連携を図り、年間計画を立てている。利用人数が多く、施設が有効利用されるよう管理者の意識の高さを感じた。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	202,800	―	4,484	368	101	―
平成29年度	202,800	―	4,365	354	97	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	「利用者数」及び「開館日数」は旧館及び新館の合計					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで事前調整し、利用日程を決定している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設利用後の清掃が徹底された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設使用後の施錠、電気、ガス元栓の確認が適切に行われた。使用後の閉館手続きについてチェック表を作成し漏れの無いよう工夫している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業に取り組んでいた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業に取り組んでいた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	開館日を増やし、利用の促進を図った。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	消灯忘れが多かったため対策としてタイマースイッチを設置し、電気代の節減を行った。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定例会、必要に応じて各団体の代表者会議を開催し協力して管理運営が実施できている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、どこの憩の家でも言えることだが、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者のための、憩いの場所として利用が継続していただけるように考えている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	各クラブのリーダーが集まる総会等の際に利用者の意見を聴き、運営に役立てるようにしている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	高齢者の生活を豊かにするという目的のもと各種事業を実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	役員で協力して施設の管理運営が実施されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】トラブルや不明な点があった際は市と連携をとりながら解決に繋げるよう伝えた。 【改善状況】近隣住民からの苦情があった際には、市と連携を取り問題解決に努めた。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	156,000	―	1,405	136	37	―
平成29年度	156,000	―	1,399	133	36	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計担当が主担当として管理しており、現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。また、領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りを実施しており、施設は清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検だけでなく、日常的に点検を行い保守が行われていた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。 備品等については役員で慎重に検討してから購入している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	常に8～9人の老人会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、民生・児童委員、保育園と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者団体の高齢化により帳票の管理等難しい面がある。提出書類の簡素化及びきめ細やかな指導により、適正な管理を図っていく必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	杏中老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町万年青年クラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	303	27	7	―
平成29年度	84,000	―	400	27	7	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については役員が管理し、憩の家での保管は行っていない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	光熱水費の抑制を意識し、経費の節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に行われた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水の徹底を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	書類作成や施錠の管理への負担を感じている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	老人会の会員の協力は得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会事業に協力する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者団体の高齢化により帳票の管理等難しい面がある。提出書類の簡素化及びきめ細やかな指導により、適正な管理を図っていく必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町万年青年クラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	202,800	―	1,896	258	71	―
平成29年度	202,800	―	1,918	251	69	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については周知されており、一部の市民を優遇しているようなことはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	通知・広報については文書で行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	予算に基づき執行されていた。領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は適切に保たれており、予算を立てて備品購入等も行えている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防火カーテンを設置し安全性を高めた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシの配付により周知を行っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	経費節減のため、利用者からの購入の要望があった場合は役員と慎重に協議した後執行するよう徹底している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	高齢者のための施設であるが、子ども会にも利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	管理者も利用者も高齢であり、運営に参加していただくのは困難な状態であるが、総会等で意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	子ども会や自治会にも利用してもらっており、夏祭りにも協力している。	B

5．総合評価

総合評価	施設の運営管理を適切に執行するという意識が強く、そのための詳細な指針を必要としていると感じた。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九会万年青年クラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	ヒアリング及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	621	40	11	―
平成29年度	84,000	―	448	34	9	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会等近隣の付き合いを通じて情報の周知を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については役員が管理し、憩の家での保管は行っていない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	光熱水費の抑制を意識し、経費の節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	避難訓練が実施された。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進について地区外の人にも利用してもらえるよう声掛けを行っている。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃・草刈は委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	利用者・管理者双方負担を感じることなく運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	高齢者のための施設であるが、子ども会にも利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	管理者も利用者も高齢であり、運営に参加していただくのは困難な状態であるが、総会等で意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている.	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	少年野球がグラウンドを使用する際に父兄の着替えの場所として憩の家を開放している。 自治会との共催事業を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用促進のため地区外や地域の様々な団体への働きかけが行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	領収書を適切に保管していただくよう指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認、関係機関へのヒアリング及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	202,800	―	953	101	28	―
平成29年度	202,800	―	1,271	246	67	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	水・金曜日には開放している。北人権文化センターのセンター便りに憩の家についての情報を掲載してもらい、地域に周知を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センター便りを活用する形で知らしめている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いはない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	小口現金は持っていない。領収書は人権文化センターの協力も得ながら適切に保管されていた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は適切に実施され清潔に保たれている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれており、消防訓練を年に1回実施している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。新規に実施した子供食堂の事業は軌道に乗っている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業に取り組んでいた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域のつながりを利用して新規利用者獲得のため声かけをしている。これまでトラブル等はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員やサークルごとに行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理は人文センターの協力を得ながら、会長がほぼ一人で行っており、負担を感じておられるが、できる範囲で担っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	会長として責任をもって管理されているが、後継者候補が見つからないことを懸念している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者は催しがあれば来てくれる。運営参加は難しいが、総会等で意見交換の機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、人文センターへ問い合わせる等連携を取っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域活性に役立てるよう、常日頃より自治会や人文センターと連携を取りるようにしているとのこと。地域の高齢者と小学生の交流のため子供食堂を開催しており、恒例行事となっている。	B

5．総合評価

総合評価	管理運営においては人権文化センターの協力を得ながら行えている。また、地域内の組織との連携も綿密であり、このことにより事業が円滑に実施できている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	120,000	―	999	125	34	―
平成29年度	120,000	―	979	125	34	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いはない。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計担当が主担当として管理しており、現金化せず必要な時に銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設利用後の安全点検を実施している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため、地域の各種団体への働きかけが行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず指定管理者で実施された。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員が協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の保守に力を入れて管理運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	管理者も利用者も高齢であり、現在の事業をこなしていくことで精一杯であるが、総会等で利用者の意見を取り入れる機会を設けていている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の団体と連携をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	地区内の老人クラブ関連の事業でも積極的な利用があり、利用促進がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市上狭川クラブ （公募 非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	688	62	17	―
平成29年度	84,000	―	607	46	13	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計が管理。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に施設の清掃が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、小修繕が実施された。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のための取り組みが行われた。クレーム等はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、万年青年クラブで大掃除を行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	万年青年クラブで協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	長年継続して運営管理を行っており、安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域的に、市民が集えるような施設もなく、市中心からも離れているため地域にとって重要な施設だと考えているとのこと。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	役員で連絡を取り合い、利用者の意見を反映させるようにしている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域交流会に参画し緊密な連携をとることができた。	B

5. 総合評価

総合評価	レクリエーション等のための場としてだけでなく、郷土に関する情報発信の場として積極的な取り組みが実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】トラブルや不明な点があった際は市と連携をとりながら解決に繋げるよう伝えた。 【改善状況】トラブルはなかった。運営についての疑問などがあった場合は市に相談している。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	古市町老人クラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	関係機関へのヒアリング及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	202,800	―	2,606	240	66	―
平成29年度	202,800	―	1,692	237	65	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は当番制で行われており、適切に保たれている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。また、避難訓練は自治会主催のものに参加していたが、憩の家主催でも実施している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業に取り組んでいた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進について、自治会に対し憩の家の利用の呼びかけを行ったりしている。また、これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員、利用者だけでなく人権文化センターの協力を得ながら管理運営をしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として誇りを持って運営しておられる。当番を決め、週5日、終日開けている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員になることを嫌がられ難しいとのこと。総会等で利用者の意見を募る機会を設けているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会や老人会と連携を取っている。地域の独居高齢者の安否確認を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	憩の家を地域の高齢者の憩の場とするべく、使命感を持って施設運営を行っている。書類作成に負担感があるため、新規役員を獲得することによる負担の分散の取り組みが引き続き必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	692	47	13	―
平成29年度	84,000	―	565	36	10	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	光熱水費の抑制を意識し、経費の節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	室内清掃は月に2回、草刈りは年3回行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	地域の警察及び消防団に重点的に巡回いただくよう働きかけた。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告は特にない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、万年青年クラブで行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員が協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の各種団体に憩の家のPRを行った。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	憩の家の使用方法について、定期的に会議を開き運営について協議を行った。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の各種団体と連携した取り組みが行われた。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、地域も巻き込んだ安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	449	62	17	―
平成29年度	84,000	―	452	48	13	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。また、利用申請方法を憩の施設内に張り出しを行っている。地域住民は利用方法を認識している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の各種団体の会合において周知を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報である名簿の管理は、会長が責任を持って管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎月2回の定期的な清掃が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防火・防災訓練の実施により啓発に努めた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、万年青年クラブで大掃除を行ったり、節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して管理運営を行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。万年青年クラブ連合会等の時に意見交換を行い、参考にできることは取り入れるようにしている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、どこの憩の家でも言えることだが、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の憩の場として気持ちよく利用できるよう、維持管理に力を入れて管理運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、なかなか運営に参加していただくのは困難な状態であるが、総会等で意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の各種団体との連携が行われた。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、地域も巻き込んだ安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀寺宝寿会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	186	32	9	―
平成29年度	84,000	―	26	12	3	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	回覧、掲示板を利用することに加えチラシの配布も行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施され、清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て消防訓練が実施された。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	行事チラシを作成し、各戸へポスティングしたり、町内回覧に掲載したりすることで周知を図り、利用の促進に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、どこの憩の家でも言えることだが、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の憩の場として気持ちよく利用できるよう、維持管理に力を入れて管理運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	特になし。利用者は高齢化が進んでおり、協力を求めにくいものの、総会等で利用者の意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができた。	B

5．総合評価

総合評価	地域との連携や地域貢献の意識が強く、これに基づいた事業実施がなされている。施設運営のため、引き続き利用者の協力を得る方策を検討していくことが重要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	西之阪老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市西寿クラブ （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認、ヒアリング及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	120,000	―	1,353	154	42	―
平成29年度	120,000	―	1,380	132	36	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者への優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内の回覧版に情報を掲載した。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。必要な分をその都度引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃が行われ、施設は清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て消防訓練が実施された。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	講座のチラシを町内に配付し周知に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して運営されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	役員は高齢のため体調が悪い方も多く、施設運営を負担に感じている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、負担増を嫌がり足が遠のく方もおり、運営に参加していただくのは困難な状態ではあるが、総会等で意見を聞く機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政や隣接する大宮児童館へ協力を依頼する等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができた。	B

5．総合評価

総合評価	施設運営のため、引き続き利用者の協力を得る方策を検討していくことが重要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打第二梅寿会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	120,000	―	1,346	125	34	―
平成29年度	120,000	―	2,058	154	42	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会、関係団体を通じた周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理者、利用者で協力して清掃が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施錠、火元の確認等が徹底された。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の諸団体の役員の協力を得て広報が実施された。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員やサークルごとに行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域的に、市民が集えるような施設もなく、市中心からも離れているため地域にとって重要な施設だと考えているとのこと。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、婦人会、子供会等と連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	管理運営について今後も利用者の協力を得て安定的に行っていくことが重要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	84,000	―	655	49	13	―
平成29年度	84,000	―	576	51	14	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。 万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルを通じて情報の周知を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報が漏えいしないように、名簿等は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設内は利用の度の清掃及び年に2回の大掃除を行っている。草刈りについては年に4～5回実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保守は保たれている。年1回の消防訓練を実施している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	実施計画に基づき、事業は行っていた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業に取り組んでいた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	子ども会など、高齢者以外にも利用してもらうことで、施設を有効に活用している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員総出で行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけ、近くを通るたびに消灯の確認をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	高齢者のための施設であるが、子ども会にも利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。施設の設備に不備があった時など市に連絡するよう伝えた。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	子ども会にも施設を使用させ、その際事業の周知を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	役員の高齢化が進んでいるが、役員同士は連携し、使命感を持って運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山第一梅寿会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	120,000	―	1,195	100	27	―
平成29年度	120,000	―	1,076	83	23	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の会合の際に会長が伝達する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は置いておらず、その都度銀行口座より引き出している。領収書の管理も確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て防災ビデオを使用しての啓発や避難経路の確認が実施された。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画に変更があったものの利用者の意見を取り入れ、事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者ニーズの把握により利用者増を図った。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、どこの憩の家でも言えることだが、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が気持ちよく利用できるように環境維持に注意した。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	地域貢献の意識が強く、これに基づいた事業実施がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	現地確認及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	114,000	―	737	111	30	―
平成29年度	114,000	―	752	114	31	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	限られた地域・年齢層が利用する施設なので、住民は全員見知っており、万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計担当が主担当として管理している。現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃が定期的に実施され、清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安は保たれている。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね実施計画に基づき、事業が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進については、老人クラブへの勧誘と合わせて行っている。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員が協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域文化の次世代への継承を目的に事業が実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが一定程度協力は得られているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域文化伝承の為の練習場所として事業継続していく意欲がある。	B

5. 総合評価

総合評価	ゲートボールや祭文音頭などでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっているが、老人軽作業場の本来の設置目的である郷土民芸品の製作については活動促進が進んでいない。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】 郷土民芸品の製作についての利用の促進を再検討するよう指示した。 【改善状況】 施設の利用は活発であるものの、郷土民芸品の製作についての利用は進んでいない。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	並松老人軽作業場	評価主体	長寿福祉課
指定管理者	並松老人学級 （公募・非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	ヒアリング及び事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	160,000	―	103	21	6	―
平成29年度	160,000	―	121	15	4	―
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。利用申請方法については地域住民への周知が行き届いている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域のつながりを通じて情報の周知を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報は必要最小限にとどめ、会長が管理を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	小口現金は持たないようにし、会計担当者が適宜口座より出金している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の協力を得て掃除及び除草を定期的に行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の定期点検を実施し、安全確保に努めた。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	年末の注連縄作り講習会をはじめ、グラウンド・ゴルフにも利用している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は行っていない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会等へ周知し、利用促進に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃及び小修繕を利用者の協力のもと実施し経費節減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、過去の指定管理者代表者も交代後も運営に関わることで豊富な経験を活かし安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化の修繕等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設整備に力を入れて管理運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃及び小修繕に利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようにしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域住民へ注連縄作りを体験させ、施設の目的にも沿った形で地域との連携及び地域への貢献を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	工芸品作成について、近年は注連縄作り程度の利用に留まっており、ゲートボール及びグラウンド・ゴルフの利用が主体となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】 利用簿を施設に備え付け、利用の都度記入いただくよう指導した。 【改善状況】 メモ書き程度だが利用記録簿を作成したとのこと。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	児童発達支援 いっぽ	評価主体	子ども未来部 子育て相談課
指定管理者	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 （公募）	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで （5年間）
設置目的	発達支援の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような発達支援の場を確保する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業内容と収支の報告（月１回） ・定例会議で日常の運営管理について確認する。	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート（平成31年1月実施、回答者32人） ・家庭訪問（22回） ・保護者勉強会（3回 47人）、懇談会（12回 42人） ・公開療育（36機関 74人）

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度	8,004,000	22,242,429	2,238	286	78	97
平成29年度	8,004,000	22,575,707	2,302	286	81	96
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	・利用者の平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 ・正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	・利用申請については、児童福祉法に基づいている。 ・利用前には施設見学と十分な説明を行う。 ・定員を超える場合には待機者管理名簿を作成し定例会議で情報共有している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	・個人情報の保護及びセキュリティーに努めているか。 ・発達支援内容を公開し評価を得ているか。	・関係機関向けの公開療育を行っている。 ・公開療育では利用者（保護者）の理解を得て行っている。 ・保護者への連絡は文書を基本とし個人情報の取り扱いに留意している。 ・ウイルス対策ソフト等を導入している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	・具体的・効果的な方策が行われているか。 ・リスクマネジメントができているか。	・児童福祉法に基づく事業であることを常に念頭に置いている。 ・個人情報の保護の他、感染症予防やヒヤリ・ハット等の対応マニュアルを作成している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	・予算の執行や経理を明確にしているか。	・社会福祉法人の会計基準に基づいて行われている。 ・毎月の収支報告と事業の実施報告を提出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	・基本協定（仕様書）に定める水準どおり、使用に関する手順を守り、日常的に丁寧・大切に使用しているか。	・施設や備品は常に清潔を保持し、定期的な点検と整理整頓を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	・保安・警備、事故・災害等の非常時の対応について基本協定（仕様書）に定める水準どおりに行われたか。	・防火管理者を配置し、毎月避難訓練を行っている。 ・危機管理マニュアルに基づき行動している。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	・事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 ・問題が生じた場合に柔軟に対応したか。	・利用者のニーズと利便性に配慮して療育を提供する日時や時間帯を柔軟に設定し予定どおり実施できた。	B
	自主事業実施計画	・事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 ・問題が生じた場合に柔軟に対応したか。	・障害児通所支援受給者証の取得に至らない幼児とその保護者が一緒に通う親子教室を実施し早期支援を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	・発達支援内容の評価を得ているか。 ・利用児童の発達段階に応じた療育を計画的に提供しているか。 ・研修を確保しているか。 ・苦情やトラブルへの適切な対応や防止策が講じられているか。	・幼稚園や通所支援事業所等を対象に公開療育（24機関45名）を行った。 ・障がい児支援に関わる各種研修（全国・奈良県・奈良市）に参加し、センター内自主研修を実施し、資質の向上に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	・事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。 ・創意工夫で経費の削減の具体的方策が行われたか。	・毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告（年度末）は一致している。 ・消耗品や備品等を最小限の範囲に収めていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	・基本協定（仕様書）に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たしているか。 ・効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限を含む）であるか。	・児童福祉法で規定する基準を満たし計画どおりの職員配置であった。 ・週6日開所しているが、勤務シフトを工夫し職員の休日と研修参加を確保できた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	・研修等に参加し情報収集を行っているか。 ・支援技術の向上に努めているか。 ・それらを日常の業務に反映させているか。	・奈良市障がい児通所支援連絡協議会、各種研修に参加し情報収集に留まらず事例検討等による学習を行い、療育に反映させていた。	B
	財務状況の健全性	・事業の実施状況と収支報告には整合性があるか。 ・指定の期間内に安定して事業を継続できる財務状況か。	・毎月の収支報告と事業の実施報告、収支決算報告（年度末）は一致している。 ・収支は定期的に法人に報告するとともに、法人の確認・承認を得ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	幼児期の発達支援（児童発達支援）に関する考え方	・発達段階に応じた発達支援の提供について、具体的・計画的・効果的な方策があるか。	・障害児支援利用計画に基づき療育を提供できた。 ・発達障害の特性を理解し遊びを通して社会性や協調性を養い、言語活動を高めるような療育を提供できた。	B

5．総合評価

総合評価	・個別相談を定期的に行い利用家庭のニーズを把握するとともに利用児童の発達特性に応じた発達支援を提供できた。 ・地域支援事業、自主事業の実施を通じて関係機関との連携を図っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	市立奈良病院	評価主体	健康医療部　医療政策課
指定管理者	公益社団法人　地域医療振興協会　（非公募）	指定の期間	平成26年4月　1日から 令和　6年3月31日まで　（10年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口に設置

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	利用料金収入（千円）		利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
		入院	外来	入院	外来			
平成30年度		7,271,313	3,324,284	102,268	216,498	365		
平成29年度		6,901,674	3,275,980	103,152	223,533	365		
変動の大きい指標の変動理由	平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの患者数は増え続けていたが、平成30年度は、入院患者数・外来患者数共前年度より僅かながら減少した。							
特記事項	平成24年度から利用料金制へ移行。平成23年2月から新病院建設工事に着手し、平成25年１月から新病院で診療開始した。平成26年７月には、グランドオープンとなった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　　【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	消防設備の点検・整備、および非難（救助）訓練を実施しているか。 事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	市と指定管理者で年2回の管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び結果報告を協議している。	B
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報の効率化が図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。 外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映している。 指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となった。平成25年度からは黒字計上に転じ平成30年度においても黒字となっている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5．総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されており良好であると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、入院患者の口腔疾患の改善及び肺炎等の呼吸器感染症を予防し患者の生活の質の向上を図るため歯科を標榜し、歯科医師による口腔ケアを行っていることは、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所	評価主体	健康医療部　医療政策課
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会　（非公募）	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで　（5年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口に設置

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料（千円）					利用料金収入（千円）					利用者数（人）				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
平成30年度	10,000	16,245	10,600	29,200	10,000	11,092	42,849	65,098	80,653	4,663	1,415	4,697	6,632	10,239	494
平成29年度	10,000	16,245	10,600	29,200	10,000	11,077	45,175	63,518	67,301	3,684	1,369	4,751	7,061	10,406	427
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項															

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	田原診療所及び興東診療所において患者数は、増加したが、その他の診療所においては減少した。利用の促進等に関しては特別な方策は行われていないが地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	運営管理に支障はなく適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事が終えることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映している。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的な方策は十分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	田原診療所及び柳生診療所の経常利益が赤字となっている他は、黒字となっている。外来診療収益が昨年度より全体的に増加していることが要因と考えられる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市民ニーズに対しての考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	アンケートなどの具体的な方策はなかったが、窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	B
		苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する。　市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
		地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

5．総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。　収支状況については、田原診療所及び柳生診療所を除く3診療所が指定管理料を含めて経常損益で黒字となっている。患者数は田原診療所及び興東診療所において増加し、その他の診療所においては前年度より減少しているが、増減幅はわずかである。指定管理者が同じということで、市立奈良病院と連携し一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	各診療所ごとに患者数の増減はあるものの僅かであり、経営状況の改善がみられており、安定的な事業運営がなされている。

指定管理者評価表 （平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合医療検査センター	評価主体	健康医療部　医療政策課
指定管理者	一般社団法人　奈良市医師会　（非公募）	指定の期間	平成28年4月1日から 令和　3年3月31日まで　（5年間）
設置目的	市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・事業運営報告会での確認	利用者の満足度調査等	・アンケート調査

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	利用料金収入※2（円）	利用者数（人）	開館日数（日）	施設稼働率※3（%）	利用者満足度（%）
平成30年度		1,236,220,862	408,989	月～土（祝日、12/30・31、1/1～5除く）		
平成29年度		1,217,333,535	402,951	月～土（祝日、12/30・31、1/1～5除く）		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	センターの健康増進事業について、市民だより等により広く市民に周知するとともに、検診・検査事業についても、センターHPにより周知を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	基本協定書に基づき市民が業務に関する情報を得られるよう、文書等の適切な保管に努めた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについては、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」遵守をするとともに、利用者にも掲示により周知を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	利用拡大により収入増を図るとともに、経費節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に基づき行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。	事業計画書どおりに各事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	アンケートを実施し、参加者が求めるテーマを中心に健康講座や健康づくり教室を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービス向上について具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか	健診部門では業務拡大のため機器を更新し、また検査部門では営業活動により、昨年より件数が増加した。また、苦情等に対し迅速な対応に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	指定管理料は支払われない利用料金制により、適正に管理運営されているか。	サービスを維持しながら、管理運営を行った。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	利用者の状況に応じた適正な職員配置を行い、サービス維持に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の育成のため、職員の研修・指導に関する具体的な方策が行われたか。	各専門分野の研修会・学会に参加、参加後伝達講習を行い技術向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	団体の財政状況は健全であり、安定的に事業を継続できた。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		検査業務において、精度管理が適正に行われているか。	日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、奈良県臨床検査技師会の外部精度管理調査に参加し、その結果も良く、データの信頼性は担保されている。	A

5．総合評価

総合評価	本施設の設置目的である「市民の健康の保持・増進、疾病の早期発見及び予防」推進のため、利用者拡大を図るとともに、経費節減や検査業務の精度管理にも努めていることから、指定管理者として適正に運営管理を行っていると評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、健（検）診業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。

指定管理者評価表 （令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場）	評価主体	観光経済部観光戦略課
指定管理者	柳生観光協会　（公募）非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで　（5年間）
設置目的	柳生の里を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認（月1回） ・現地調査（随時） ・電話による協議、意見交換（随時）	利用者の満足度調査等	旧柳生藩家老屋敷お客様アンケート	実地調査実施日	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	（使用料）収入※2（円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（%）		利用者満足度（%）
			目標	実績		目標	実績	
平成30年度	旧柳生藩家老屋敷 4,707,000 旧柳生藩陣屋跡 518,000 柳生観光駐車場 2,942,000	旧柳生藩家老屋敷 1,803,450 柳生観光駐車場 978,600	旧柳生藩家老屋敷6,500人 柳生観光駐車場　1,700台	旧柳生藩家老屋敷5,774人 柳生観光駐車場　1,608台	柳生観光駐車場365日 旧柳生藩陣屋跡365日 旧柳生藩家老屋敷356日	100	100	
平成29年度	旧柳生藩家老屋敷 4,707,000 旧柳生藩陣屋跡 518,000 柳生観光駐車場 2,942,000	旧柳生藩家老屋敷 1,915,070 柳生観光駐車場 990,800	旧柳生藩家老屋敷6,500人 柳生観光駐車場　1,700台	旧柳生藩家老屋敷6,068人 柳生観光駐車場　1,653台	柳生観光駐車場365日 旧柳生藩陣屋跡365日 旧柳生藩家老屋敷356日	100	100	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目　　【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	旧柳生藩家老屋敷・柳生観光駐車場は、条例や業務仕様書に規定の使用料を徴収しており、平等に利用されている。また、日報・月報による報告も適時行っている。陣屋跡については、使用料が無料であり、多くの人々の憩いの場や柳生さくら祭りの会場として利用した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良市情報公開施行規則に基づき、施設の管理運営についての情報や、指定管理者に関する情報については、情報公開請求があれば迅速に公開できるようにしていた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	単に条例を守るだけではなく、リスクを回避するためにどういうルールを設定していくか、どのように運用して行くかを考え、その環境の整備を行った。また、倫理感を持って業務にあたるようにしていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	使用料の取扱いについては、条例及び業務実施要領に基づき適正に行うよう努めた。柳生観光協会として、年2回会計監査を実施し、決算時にも税理士等の指導により会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務実施要領に基づいて維持管理を行った。毎日施設内や事務室内を点検し、清掃等がしっかり行われているか確認した。また、夜間は警備保障会社による機械警備を実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防犯警備・火災監視・緊急時対応等、業務要領に記載されている内容の他に、責任者による施錠・セキュリティー設備のチェック強化を実施。緊急時に職員間及び関係機関に即時連絡できるよう、連絡体制も整備している。	適

（2）点数評価項目　　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設の運営管理だけでなく、柳生さくら祭りでは柳生新陰流を披露し、また、民間の旅行会社と連携してツアーを実施し、柳生への新たな観光客、リピーターの獲得に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、柳生さくら祭、石舟齋法要剣道大会に関わった。民間の旅行会社との連携ツアーや、県・市・市観光協会と連携したインバウンド促進を積極的に行った。また、柳生の里写真コンクール入選作品を、南都銀行本店及び旧柳生藩家老屋敷で展示し、PRした。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設を訪れる市民や観光客向けのアンケート実施や要望などを聞き、運営に反映させていく。苦情等があった場合は、担当職員から段階的に対応し、再発防止のために原因究明を行い、職員に指導した。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設及び備品の破損等の防止に努め、余計な経費がかからないようした。必要不可欠な経費以外は極力おさえるように、職員全員に意識するよう指導した。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	柳生に関する書物から柳生の歴史を研究し、観光案内など知識の向上に努め、職員全員でその情報を共有するための場を設けた。また、各施設には地元在住者を基本的に配置し、柳生の観光案内に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	平成18年度から指定管理者として、奈良市柳生の里観光施設を管理しており、そこで培ったノウハウを業務に生かしている。柳生観光協会の会員が職員であり、各施設にも地元の者を配置しているので、柳生に精通しており、業務に適している。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	柳生観光協会は、昭和43年4月の設立以降40年以上に渡って健全に運営されている。補助金収入の他にも、会費や事業収入等の自主財源もあり財務状況は安定している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5．総合評価

総合評価	条例や事業計画、業務仕様書、業務実施要領に基づいて、適正な施設の管理運営を行ったといえる。柳生地区の観光拠点として、観光客への応対や問合せに対して丁寧な回答をしており、重要な役割も果たしている。 柳生さくら祭りや柳生の里写真コンクール等、継続的な柳生の魅力発信に加えて、民間旅行会社と連携したツアーを実施し、県や市、奈良市観光協会と連携したインバウンド促進を行うなど、誘客にも積極的に取り組んでいた。 柳生は観光資源も多く魅力のある地域であるので、柳生の里観光施設も含めて今後の発展が期待される。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設の使用者数を増やすために、お客様アンケートを施設運営の参考にし、積極的に地域行事の情報発信や誘客事業等を実施するように指導した。 引き続き、柳生観光協会に現地の若年層を取り込み、協会の活性化を図り、広い視点を生かした地域の活性化につなげて、更に柳生の魅力を発信していくよう指導した。

6．前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設の使用者数増加へ向けた、誘客イベントの一環として民間旅行会社と連携したツアーを実施し、ホームページやSNSを活用した情報発信を積極的に行ってきた。柳生観光協会への現地若年層の取組みについては、引き続き改善が必要となるが、地域おこし協力隊を卒業した職員を巻き込んだ新規事業の取組みや、QRコードによる観光案内の多言語対応を市と連携して行い、柳生の魅力発信・受入強化に努めている。

指定管理者評価表 （令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市針テラス情報館	評価主体	観光経済部観光戦略課
指定管理者	地域活性局共同体 （公募）非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業計画の確認（年1回）、業務報告の確認（月報・日報）、実地調査（随時）、市役所での聞き取り調査（随時）、電話による協議・意見交換（随時）	利用者の満足度調査等	施設利用者との会話を通じ意見聴取	実地調査実施日	

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	(使用料/利用料金)収入※2（円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（%）		利用者満足度（%）
			目標	実績		目標	実績	
平成30年度	7,600,000	－	80,000	71,793	360日	100	100	
平成29年度	7,714,284	－	80,000	81,243	360日	100	100	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法 ： 稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	観光客や市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	無料施設として、道の駅「針テラス」の利用客が気軽に、自由に立ち寄り、休憩や買い物、情報収集等の場として活用され、また地域の情報発信拠点の一つとしても活用された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	観光客や市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や、指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開条例、同施行規則等に基づいて、要求に応じて個人情報を除いて公開が可能であった。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例、同施行規則等に基づき、個人情報取扱いに関する重要性を認識するとともに、その漏えい防止には細心の注意を払った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	奈良市針テラス情報館の管理に関する基本協定の規定に基づく、報告書の提出を以って、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務仕様書に定める水準どおりに、施設・備品等の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が実施され、利用者の安心、安全を第一にした管理が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備、その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	担当責任者により、退館時の施錠は確実に行い、また防犯ビデオの確認等、日常の保安・安全確保にも努めた。奈良市針テラス情報館業務実施要領に基づき水準どおりに行われた。	適

（2）点数評価項目　【評価基準】A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態　B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市針テラス情報館の管理に関する基本協定書に基づき、農畜産物・特産品直売所運営、観光産業振興の事業運営等、市東部の玄関口として積極的な情報提供を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域の活性化を目的とした、情報収集と情報発信に加え、農産物の販売において、生産者との調整を経て積極的な展開に努めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報発信の窓口として、PR展示コーナーを活用し、季節ごとの花やイベント等の観光情報を提供し、奈良市の東部玄関口として幅広く情報提供を行った。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で、経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト削減に努めながらも、利用者に負担のない範囲での、創意工夫に基づいた無駄のない予算執行を行っているかについて、精査を行った。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員を、確保・育成するために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員の接遇について、接客態度の向上や、各種セミナーに関する情報提供を行い、その意識の向上に務めた。また施設管理に関しても、必要な講習会や研修会の情報を積極的に収集し、提供した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務、その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	株式会社地域活性局はならまち地域においても観光情報の発信および、農産物・特産物直売を行うなど、そのノウハウを蓄積しており、県外への出荷事業取扱いの経験も反映でき、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況下。団体の財務状況悪化により、施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	他の管理施設の収入や事業収入、自主財源などもあり、指定管理期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルの発生には、誠意をもって速やかに解決を図り、その他必要に応じて、奈良市や関係者、国土交通省等と連携し、職員全員の周知により、随時情報共有を行うことにより、再発防止に努めた。	B
		地域等における連携、貢献について具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の農産物・特産物の販売を行う中で、生産者らとの連携ができ、一方で、地域住民が道の駅「針テラス」を拠点に農産物・特産物のPRに積極参加することにより地域活性化にも貢献した。	B

5. 総合評価

総合評価	管理にあたり、基本方針や事業計画、協定書などに基づき、適正かつ効果的に事業が行われた。道の駅「針テラス」の構成施設の一つとして、単なる休憩施設としての役割を越えた、情報を積極的に届けることができる拠点という機能を果たし、かつ地域農畜産物の紹介、直売の場として、その認知も広まっている。一方で、気象・道路状況に影響されやすい冬季の来客落ち込みや売り上げ減少も見られ、積極的な拡販や魅力的な商品開発等も求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	生産者が減少するなかで新規出品者の確保と地域との積極的な関わりを引き続き検討していくよう指示。地域農畜産物の直売、軽喫茶コーナー、情報発信エリア、トイレ・休憩場所等、左右に長い施設を利用者ができるだけ動き、活用するような館内づくりを指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	リピーター増加、客単価増への方策として、ホームページやSNSの頻繁な情報更新や、姉妹都市の海産物販売コーナー設置、カフェメニューの充実を行い、これに伴い、店内レイアウト等も改善が見られ、客層の拡大や滞在時間の延長にもつなげ、また建物内での地域情報発信コーナーにより積極的な情報発信に務めている。